

要望事項 (吉田2、上高野3、松ヶ崎1)

家庭ごみ(生ごみ)の戸別収集の実施と資源ごみ分別の改善

**要 旨
(吉田学区)**

家庭ごみ(生ごみ)は定点回収でなく回収車・収集車の沿道については、戸別収集を行うよう要望します。また、回収車・収集車の沿道外でも、定点へのゴミ出し戸数を可能な限り最小に抑えるなど、戸別収集に近づけるよう以下の理由から要望します。

- ① 「ごみ収集福祉サービス」の対象とならない高齢者や独居が増え、家庭ごみの持ち出しに苦労や困難を抱える人たちが増えています。
- ② 定点にゴミが集まることでカラス等による被害も多く、散乱ごみの片づけや始末、カラスネットの片づけ等が多くは定点近隣家庭や高齢者に負担がかかっています。
- ③ 定点ごみ集積場には、不法投棄とおぼしき地域外からのごみ出し(持ち込み)も見られ、さらにそれらのごみが回収されることなく放置されたままになっていることがあります。
- ④ 定点ごみ収集(方式)は、ごみもしくはごみ問題にたいする自己責任の意識を弱め、問題解決のための協調意識を弱めています。

「不適正」分別ごみは、とくに単身者(学生)賃貸マンションの住民によるゴミ出しにみられることが多くあります。

- ① 単身者賃貸マンションについては、所有者に対し業者回収の義務付けや規制(条例や行政指導など)および違反者に対する罰則を求めることを要望します。
- ② 定点ゴミ集積場には、ゴミが回収されることなく放置されたままになっています。定点近隣住民の負担にならないよう改善策の検討を要望します。

(上高野)

種別間違いや前日出しによるごみの散乱などが発生している。また住民の高齢化も進んでおり、収集場所へ運ぶことも大変なご家庭も今後増えていくと思われるため。

(松ヶ崎学区)

東桜会(桜木町、東桜木町、小竹藪町の一部)では指定されたごみ集積場所に家庭ごみを出す収集方式(定点収集)がとられています。松ヶ崎学区の多くの地区では未だに生ごみの戸別収集(各戸収集)が行われています。

ごみ集積場所では、以下のような問題が頻発しております。

- ・家庭ごみの増加(住民が増えても収集ルートが固定されており集積場所が増やせないため)
- ・住民以外の不法投棄やルール違反のゴミ出し
- ・カラス等による被害(生ごみの散乱)
- ・夏場の異臭
- ・防鳥ネットや散乱ごみの片づけ等の一部住民に対する負担

集積場所に隣接している住民にとっては玄関先に山積み(毎回20軒分以上の大量の生ごみが出されています)になる生ごみは不快であり、一般家庭に隣接する収集場

所については撤去し、戸別収集への変更をお願いしているが、受け入れていただけない。

同じ家庭ごみ有料指定袋を購入して家庭ごみを排出しているのに、問題のある定点収集場所の撤去と戸別収集の要望に応えていただけないのは納得できない。

京都市として、定点回収を推進し戸別収集（各戸収集）の要望は受け付けられないというのであれば、現在戸別収集が行われている地区について、定点回収に変更するための説明会を実施するなど、行政として既得権益を認めず定点回収に変更するという姿勢を見せていただきたい。

回 答
(環境政策局)
(吉田学区)

本市では地域の景観や衛生面などに配慮して、市内一円の燃やすごみを午前中に収集する取組を行っており、限られた人員及び機材の下で効率的かつ安全に作業を行うため、定点収集への御協力をお願いしておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

マンション等の所有者及び管理者（以下「管理者等」）には、市による収集、業者による収集のいずれの場合でも、条例により、入居者へのごみの発生抑制、分別ルールの周知・啓発の実施を義務付けています。

不適正なごみの排出が確認された場合には、管理者等に対し適正排出及び入居者への周知に係る指導を行っております。

さらに、適正な排出が浸透するよう、管理者等に対し、ごみの排出のルール等を説明する講習会を開催して周知するとともに、学生に対しては、市内の大学等における新入生向けガイダンス等で啓発チラシ等を配布する等の対策を講じています。

また、ごみ出しのルールの周知やアパート等での排出マナーが悪い場合の対応といたしましては、状況に応じ、まち美化事務所から、啓発看板の設置や啓発ビラの配布、管理会社への指導を行うなど、排出マナーの改善に向けた対応を行ってまいりますので、具体的な場所や状況などについて、所管の東部まち美化事務所（075-722-4345）に御連絡ください。

(上高野)

ごみ出しのルールの周知については、マナーの向上に向けて、状況に応じ、まち美化事務所から、啓発看板の設置や啓発ビラの配布を行うなどの対応を行ってまいりますので、具体的な場所や状況などについて、所管の東部まち美化事務所に御連絡ください。

また、本市では地域の景観や衛生面などに配慮して、市内一円の燃やすごみを午前中に収集する取組を行っており、限られた人員及び機材の下で効率的かつ安全に作業を行うため、定点収集への御協力をお願いしておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

ごみ出しが困難な高齢者や障害のある方などの生活支援の一つとして、ご自宅の玄関先までごみの収集に伺う「ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）」を実施しています。御利用いただくには、一定の条件が必要となりますので、詳細につきましては、所管の東部まち美化事務所にお問い合わせください。

東部まち美化事務所 電話（075-722-4345）

(松ヶ崎学区)

本市では地域の景観や衛生面などに配慮して、市内一円の燃やすごみを午前中に収集する取組を行っており、限られた人員及び機材の下で効率的かつ安全に作業を行う必要があるため、定点収集への御協力をお願いしております。

一部、事情がある場合には各戸収集を実施している箇所がありますが、そういった地域につきましても、各戸収集から定点収集へと移行できるよう、機会があるごとにお願ひしているところですので、御理解、御協力いただきますようお願いいたします。

その他、収集についての御相談は、管轄の東部まち美化事務所（075-722-4345）まで御連絡ください。